

プレス・リリース

2013 年 6 月 27 日
バーゼル銀行監督委員会

**マネー・ローンダリング・テロ資金供与リスクの管理に係るガイドライン
の市中協議文書について**

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は、本日、マネー・ローンダリング・テロ資金供与リスクの適切な管理に係るガイドラインの市中協議文書を公表しました。

バーゼル委は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与(以下「ML/FT」)に係る、適切な対策及び手続きの履行促進について、長期的に取り組むことを表明しています。これらは、銀行の安全性、健全性の保護及び国際金融システムの完全性の保持のために重要な対策です。

本ガイドラインは、2012 年2月に金融活動作業部会(FATF)が改訂を行った、ML/FT 撲滅の国際基準である FATF 勧告の内容を踏まえたものです。特に、改訂 FATF 勧告の勧告1「リスク・ベース・アプローチ」の重要性を反映し、バーゼル委が策定した他のガイダンスとも整合性を有しています。

バーゼル委は、この市中協議文書に対するコメントを歓迎します。コメントは、2013 年9月 27 日までにメールで baselcommittee@bis.org に提出してください。または Basel committee on Banking Supervision, Bank for International Settlements, CH-4002 Basel, Switzerland 宛に郵送でも受け付けられます。受け付けたコメントは、明示的に不開示の要望がなければ国際決済銀行(BIS)のウェブサイトで公表されます。